

小松加賀環境衛生事務組合が設置する一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成 30 年 3 月 2 日
条 例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地から意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設の種類)

第 2 条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、法第8条第1項に規定するし尿処理施設（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第 3 条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）、期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認める事項

(縦覧の場所及び期間)

第 4 条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 小松加賀環境衛生事務組合事務局
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認める場所

2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から起算して1月間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 小松加賀環境衛生事務組合事務局
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第27条又はふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成16年石川県条例第16号)第219条の規定による環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに規定する手続を経たものとみなす。

(他の市町との協議)

第8条 管理者は、生活環境影響調査の対象となる地域に小松加賀環境衛生事務組合を構成する市の区域に属しない区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町の長に、報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。